

上毛町立小中学校ネットワークアセスメント業務委託

公募型プロポーザル実施要領

上毛町教育委員会

1 実施目的

本業務はネットワーク環境の評価（アセスメント）を行い、上毛町立小中学校のネットワークの課題を明らかにすることで、文部科学省が提示する「学校規模ごとの当面の推奨帯域」を実現し、通信ネットワークに係るトラブル事象を可能な限り未然に防ぎ、児童生徒が安定したネットワーク環境のもとICTを活用した学習を行えるようにするために実施するものである。現在の通信環境の現状・課題の把握など、客観的かつ専門的な分析や最適なネットワーク環境の提案など民間の高度な専門的知識やノウハウが必要とされる業務であることから、ネットワーク環境に関する知見の高い事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

3 業務概要

(1) 名称

上毛町立小中学校ネットワークアセスメント業務委託

(2) 仕様

別添仕様書のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 提案上限額

3, 9 6 0 千円（消費税および地方消費税を含む）

(5) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

4 参加要件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 法人格を有すること。

(3) 国または地方公共団体から指名停止措置の対象となっていないこと。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年 10 月 19 日福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。

(5) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (9) 福岡県内または大分県内に位置する事業者であること。

5 参加意向表明

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要票（様式 4）
- ③ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書（未納がないことが確認できるもので、発行が提出日から 3 カ月以内のもの。写しでも可）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時 15 分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。郵送する場合は、令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時 15 分までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

6 参加資格の審査結果等の通知

提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、資格の有無について、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式 5）により通知する。なお、参加表明書等の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。

7 質問等の受付

(1) 質問期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時 15 分まで

(2) 質問方法

質問票（様式 2）を電子メールにて提出すること。（E-mail : kyomu@town.koge.lg.jp）

(3) 回答方法

令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時 15 分までに上毛町ホームページで公表する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式3）1部

見積金額の税込価格が本要領第3項(4)委託料上限額の範囲内となるよう提出することとし、それを上回る金額で見積書を提出した参加事業者は失格とする。

② 企画提案内容（任意様式）10部

全てA4判の任意様式とする（A3判の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。また、以下を添付すること。

(ア) 業務実施体制及び業務工程表

本業務を受託した場合における全体の業務実施体制について、責任者、実施者の人員配置等を示すこと。業務工程表については、本業務における業務工程を表で示し、町と事業者との作業分担についても明確に区分したうえで提案するとともに、業務の効率化や町の負担軽減に資する事項などがあれば記載すること。

(イ) 業務実施にあたっての実施方針

本町の現状、地域性を踏まえ、本業務の実施にあたっての考え方、姿勢、実施方針について記載すること。なお、記載にあたっては、本業務の課題、重視するポイントや特徴含め、独自提案等を明記すること。

(ウ) 業務の内容

仕様書の業務内容に沿って、本業務における手法、内容、創意工夫等を具体的に提案し、提案の特長や独自性、優位性などについて分かりやすく記載すること。なお、仕様書に記載がない事項についても、本業務実施にあたり本町にとって有益な提案があれば記載すること。

(エ) 見積明細

仕様書の業務内容に沿って、見積金額の内訳を記載すること。

(オ) 業務実績

本業務と類似する業務実績があれば記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までの間とする。郵送する場合は、令和7年6月13日（金）17時15分までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

9 書類審査

企画提案書等の提出後、書類審査を実施する。

(1) 実施日

令和7年6月中旬～下旬

(2)留意事項

提案者が1者の場合でも審査を行い、特記仕様書の内容を満たす場合は、受託候補者とする。

(3)審査方法

別紙「上毛町立小中学校ネットワークアセスメント業務委託公募型プロポーザル審査票」の各項目の評価内容に基づき、審査を実施する。なお、審査項目については、評価基準による5段階での評価を行う。ただし、その重要度に応じて設定した倍率を乗じて得た数を各項目の点数とする。

(4)受託候補者の特定

採点の合計点の高い順に受託候補者及び次点受託候補者（補欠）を特定し、同点の場合は、審査員の多数決により決定する。ただし、最高得点の提案者の平均得点（審査員一人あたり）が60点未満の場合は、選考の対象とせず、再度公募を行うこととする。

(5)審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式7）により、全参加者に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

審査で決定した受託候補者と契約における仕様等について協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点受託候補者（補欠）を契約交渉の相手方とするものとし、協議を行うかどうかについては、次点候補者との協議開始（又は協議を行わない）通知書（様式8）により通知する。

11 プロポーザル実施スケジュール（予定）

内 容	実施期日または期間
公告	令和7年4月28日（月）
参加表明書等の提出期間	令和7年4月28日（月）～5月16日（金）
参加資格審査結果の通知	令和7年5月下旬
質問の受付期限	令和7年5月16日（金）
質問への回答	令和7年5月21日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年6月13日（金）
書類審査の実施	令和7年6月中旬～下旬
選考結果の通知	令和7年6月下旬
契約締結	令和7年7月上旬

※ スケジュールについては、変更となる場合あり。

12 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等の書類は返却しない。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

13 問い合わせ及び書類提出先

〒871-0992

福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1

上毛町役場 教務課 学務係（担当：梶原）

TEL：0979-72-3165

FAX：0979-84-8021

E-mail：kyomu@town.koge.lg.jp